

# 大和国絵図諸本の系譜について

— 大和国絵図に描かれた大峰・再論 —

小 田 匡 保

- I. はじめに
  - (1) 関心の所在
  - (2) 礒永の所論について
- II. 奈良女本・蓬左本の作成年代
  - (1) 奈良女本の作成年代
  - (2) 蓬左本の作成年代
- III. 新たな大和国絵図の検討
  - (1) 松平本の検討
  - (2) 国会本の検討
- IV. 大和国絵図諸本の系譜
  - (1) 奈良女本の位置づけ
  - (2) 『大和国細見図』との関係
- V. おわりに

## I. はじめに

### (1) 関心の所在

筆者は従来より、修験道の霊山である大峰に関心を持ち続けてきている。その関心の1つに、山岳聖域大峰が、絵図の中でどのように描写されているかという問題がある。というのは、描かれた絵図の中から、当時の人々の持っていた大峰に対する地理的知識が明らかになると考えるからである。この場合の絵図は、大峰のみを対象としたものだけではなく、もっと広い範囲（たとえば大和国）を描いた絵図の中に大峰が書き込まれているものを含んでいる。

このような関心のもと、かつての拙論<sup>1)</sup>のなかで筆者は、享保20年(1735)刊行の『大和国細見図』に着目し、そこに見られる大峰の

描写が、幕府撰大和国絵図、より具体的には、正保国絵図ではなく、元禄国絵図の情報を受け継いでいると述べた。そして、これは、大峰に関する地理的知識が「官」から「民」へと伝播したものと位置づけた。この筆者の主張に対し、礒永から、『大和国細見図』はやはり正保国絵図の情報を受け継いでいるとする反論を受けた<sup>2)</sup>。筆者の前稿は、宝永～宝暦期の刊行国絵図と幕府撰正保国絵図との関連を指摘する従来の研究者の見解<sup>3)</sup>に異を唱えるものでもあったために、地図史研究のうえでも、礒永の反論は重要なものである。

礒永の所論の詳細については後述するが、拙論に比べて評価されるべきは、絵図の様式や記載された領主名の細かな検討である。筆者の前稿は、絵図自体の資料批判という面において礒永に及ばない点があったことを認めねばならない。しかしながら、礒永の所論にもまだ不十分な点があり、また未検討の絵図も多く残されている。

そこで本稿では、『大和国細見図』の典拠を探るための基礎作業という位置づけのもと、幕府撰大和国絵図の系統上にある諸本をいくつか検討し、その系譜について論じることを目的とする。幕府撰大和国絵図およびその類図にどのようなバリエーションがあるのかという絵図自体の基礎的検討は、そこからの影響関係を論ずるうえで不可欠である。

### (2) 礒永の所論について

まず最初に、礒永論文のうち拙論に関連す

る部分の要旨をたどることにしたい。

磯永の所論は、2つの段階に分けることができる。第一段階は、関連国絵図の検討である。拙論では、奈良女子大学附属図書館所蔵の大和国絵図(以下、奈良女本)<sup>4)</sup>を正保国絵図とみなして論を進めたが、磯永は、奈良女本が正保国絵図とは異なるという批判を、絵図の様式、文字注記、作成年代などの面から行っている。具体的には、領主の在任期間から明らかになる作成年代が貞享2～4年(1685～1687)であり正保よりずっと後になることなどを根拠として挙げる。そして奈良女本を、「正保国絵図を基にして山地や地名、村形、石高を新たな方針によって改訂したもの」<sup>5)</sup>と位置づける。

その一方で、これも従来正保国絵図と考えられてきた名古屋市蓬左文庫所蔵の国絵図(以下、蓬左本)<sup>6)</sup>と新発田市立図書館所蔵の国絵図(断簡)について検討し、領主の在任期間から判断して蓬左本の作成年代が万治2～3年(1659～1660)であることなどを述べる。そして蓬左本は、本来の正保国絵図が明暦3年(1657)の大火で焼失した後に再提出された絵図(の写し)であると推定する。つまり、磯永の主張を筆者なりに言い換えれば、蓬左本の方が奈良女本よりも本来の正保国絵図に近いということになる。

第二段階は、『大和国細見図』との比較である。これについては簡単な記述しかないが、蓬左本(正保国絵図の再提出本)の大峰記載が『大和国細見図』の記載に一致していること、『大和国細見図』では未決定の郡境が二重に描かれるが、これは蓬左本・奈良女本と一致しており、一本線で描く元禄国絵図とは違っていることを指摘する。そして、「細見図は、正保国絵図の再提出本の情報を受け継いでいると考えてよい」<sup>7)</sup>と結論づける。

磯永の所論の第一段階における絵図の検討は、おおむね首肯できる。ただし、奈良女本・蓬左本の作成年代については、主に藩主

の在任期間から判断されており、旗本・代官など他の領主についても在任期間を調査すれば、より厳密な推定が可能と思われる。この問題については、次のⅡ章で検討したい。

また、第二段階の郡界についての指摘は重要なもので、この点だけでも、『大和国細見図』は正保国絵図の影響を受けているのが妥当のように見える。しかし、蓬左本の大峰記載が『細見図』の記載に一致している点には疑問が残る。表1は、大和国絵図の諸本(他の絵図と違いの大きすぎる奈良女本を除く)に記載された大峰関係の文字注記を比較したものである(磯永の誤植・誤読と思われる箇所は修正してある)。後述の松平本と国会本を除き、『細見図』が蓬左本と奈良図元禄本(奈良県立奈良図書館所蔵の大和国絵図)<sup>8)</sup>のどちらに近いかを比べると、『細見図』に見える「小サヽ」と「七面」の地名が、奈良図元禄本にあって蓬左本にはない。さらに、『細見図』の「シヤカ岩屋」は奈良図元禄本の「しやうの岩や」の誤写から生じた地名であろうと前稿で指摘したが、蓬左本に漢字で記載される「笙窟」からでは、「シヤカ岩屋」という誤写が生じる余地がない。このように検討を加えてくると、『細見図』中の文字注記は、蓬左本よりも奈良図元禄本に近いとも考えられる。この問題を解決するためには、蓬左本以外の正保国絵図系統の絵図を精査することが必要となってくる。

第二段階におけるもう1つの問題は、元禄国絵図とされる奈良図元禄本が、元禄12年(1699)の年記を持つように、最終的な献上本(の写し)ではないということである。奈良図元禄本と献上本の間で大峰の記載が違う可能性も考えられ、より献上本に近い絵図の調査が望まれる。

そこでⅢ章では、これまで取り上げられることのなかった国立公文書館内閣文庫所蔵と国立国会図書館所蔵の2枚の大和国絵図について検討することにする。

表1 大和国絵図の諸本に記載された大峰関係の文字注記

松平本	『大和国細見図』	蓬左本	奈良図元禄本	国会本
吉野の大峯へ山伏道	—	—	吉野ヨリ大峯へ山伏道	吉野ヨリ大峯エ山伏道
かねかけ	カ子カケ	かねかけ	かねかけ	かねかけ
西のそき	西ノノソキ	西ノのそき	西のそき (2カ所)	西のぞき (2カ所)
※籠所	※籠所	※籠所	※籠所	※籠所
※山上蔵王堂	※山上蔵王堂	※山 (ママ) 蔵王堂	※山上蔵王堂	※山上蔵王堂
東のそき	東ノソキ	東ノのそき	東のそき	東のぞき
平等岩	平等石	平等岩	平等岩	平等岩
しやうの岩屋	シヤカ岩屋	笠窟	しやうの岩や	しやうの岩や
※小さゝ・護摩所	※小サゝ・護摩所	※護摩所	※小さゝ・護摩所	※小サゝ・護摩所
七面	七面	—	七面	七面
御山	御山	御山	御山	御山
行者帰	行者帰	行者帰	行者帰	行者帰
行山	行山	行山	行山	行山
ちやうせん	チャウセン	ちやう山	ちやうせん	ちやうせん
いなむらか嶽	イナムラガ嶽	いなむらか嶽	いなむらか嶽	いなむらが嶽
釈迦ノ嶽	釈迦嶽	釈迦ノ嶽	釈迦ノ嶽	釈迦嶽
前牛五鬼住所	前牛五鬼居所	前牛五鬼居所	前牛五鬼ノ住所	前牛五鬼之住所
大日嶽	大日嶽	大日嶽	大日ノ嶽	大日ノ嶽
地藏嶽	地藏嶽	地藏か嶽	地藏か嶽	地藏が嶽
大峯山伏道	大峯山伏道	大峯山伏道	大峯ヨリ山伏道	大峯ヨリ山伏道
せんか嶽	セン日嶽	仙が嶽	せんが嶽	せんか嶽
※玉置山権現	※玉置山権現	※玉置山権現	※玉置権現	※玉置権現
—	—	—	—	大水呑
—	—	—	—	大峯道
—	—	—	—	かぶち辻

・※ は絵図中に建物の絵があるものである。

## II. 奈良女本・蓬左本の作成年代

本章では、第一段階で問題とした絵図の作成年代について確認しておきたい。

上述したように、礒永は、絵図の領主目録に記載された領主の在任期間を調べ表を作っているが、領主のうち藩主の在任期間が主にとりあげられており、旗本・代官など他の領主については在任期間が明らかにされていない。そこで筆者は、すべての領主の在任期間を調査し、その結果を表2 (奈良女本) と表5 (蓬左本) にまとめた。奈良女本は筆者撮影の写真と絵図の再閲覧によって、蓬左本は現物の閲覧が困難な状況にあるため写真版<sup>9)</sup>によって領主名・領地高をチェックし直し、礒永の誤植・誤読と思われる箇所は修正した。そのため、領主名・領地高には、礒永の表と一致しないところがある。人物名や在任期間の確認は、主として『寛政重修諸家譜』<sup>10)</sup>を資料として行なった。

### (1) 奈良女本の作成年代

まず奈良女本の作成年代について、礒永は、「本多下野守忠平が郡山に移封した貞享2年(1685)6月22日から柳本藩主織田信濃守秀一が死去した貞享4年8月3日までの間」<sup>11)</sup>と述べている。しかし、表2によれば、貞享2年(1685)6月以降も、同年8月に大岡弥右衛門忠高 (59数字は表中番号。以下同) の奈良奉行着任・給知、同年9月に辻弥五左衛門守誠 (4) の代官着任があり、さらに貞享2年12月28日には、近江水口藩主・加藤明英 (17) の佐渡守叙任、松平信周 (21) の下野守叙任、12月29日には、水野守政 (42) の伊豆守叙任が行なわれている。これらのことから、作成年代の上限としては、実質的には貞享3年(1686)の初頭が考えられる。

他方、下限については、礒永の言う貞享4年(1687)8月以前にも、貞享3年(1686)7月22日に前郡山藩主・松平日向守信之 (9) が死去しており、その後8月29日に新封された

表2 奈良女本領主目録に記載された領主とその在任期間

図中の記載順序	領主名	領地高	身分・人物名	在任期間	典拠
1	御藏入	70945.7157			
2	南都奉行所	4378.201	奈良奉行	延宝5代官～元禄5辞職(1677-92)	9-13
3	代官・三田次郎右衛門	52223.2017	奈良代官・三田守良	天和2代官～元禄7辞職(1682-94)	4-251
4	代官・森本惣兵衛	6178.562	代官・森本敏武	貞享2, 2/9代官～享保2没(1685-1717)	22-296
5	代官・辻弥五左衛門	8155.971	代官・辻守誠	延宝8大和国で5万石加増～宝永元藩主退任(1680-1704)	
6	甲府宰相殿	50505余	甲府藩主・徳川綱豊(後の6代將軍家宣)	寛文7襲封～元禄3権大納言叙任(1667-90)	
7	紀伊中納言殿	956.4	和歌山藩主・徳川光貞	貞享2, 6/22転封～元禄8没(1685-95)	11-227
8	本多下野守	78705余	郡山藩主・本多忠平	寛文9襲封～元禄16没(1669-1703)	14-295
9	藤堂和泉守	40817余	伊勢津藩主・藤堂高久	貞享2, 6/22転封～貞享3, 7/22没(1685-86)	1-45
10	松平日向守	30000	前郡山藩主・下総古河藩主・松平信之	万治3分知～元禄2没(1660-89)	8-175
11	織田山城守	28224余	松山藩主・織田長頼	万治3分知～元禄3没(1660-90)	5-178
12	織田対馬守	3000	織田長政(長頼の弟)	万治元分知～貞享4, 8/25致仕(1658-87)	8-175
13	植村右衛門作(佐カ)	22000	高取藩主・植村家貞	寛文1跡継～元禄元没(1671-88)	5-179
14	植村大膳	3000	植村政行(家貞の甥)	延宝8給知～宝永7致仕(1680-1710)	10-275
15	水井大膳	10000	新庄藩主・水井直円	寛文元叙任～貞享4, 8/3没(1661-87)	8-195
16	織田信濃守	9951余	柳本藩主・織田秀一	天和3襲封～正徳4致仕(1683-1714)	8-193
17	織田日道(内匠カ)	7851余	戒重(のちの芝村)藩主・織田長清	貞享2, 12/28叙任～元禄8転封(1685-95)	13-9
18	加藤佐渡守	6376余	近江水口藩主のち下総壬生藩主・加藤明英	延宝2襲封・叙任～宝永7没(1674-1710)	6-235
19	片桐主膳	6250余	小泉藩主・片桐貞房	天和2家継・分知～享保19致仕(1682-1734)	18-124
20	神保主膳	6017余	神保元茂	天和2分知～元禄10采地を官に収める(1682-97)	18-124
21	神保主殿	1000	神保茂知カ	貞享2, 12/28叙任～享保2没(1685-1717)	1-48
22	松平下野守	5000	松平信周(信之の甥)	寛文9跡継～元禄13没(1669-1700)	8-329
23	平野丹波守	5000	平野長政	延宝4叙任～宝永4没(1676-1707)	6-117
24	水野長門守	4998余	水野忠頭	寛文8家継～元禄12没(1668-99)	16-204
25	中坊長兵衛	3499余	中坊秀時	寛文9跡継～正徳元没(1669-1711)	4-327
26	山口勘兵衛	3000余	山口直之	寛文2跡継～元禄元没(1662-88)	6-233
27	片桐亦七郎(又七郎カ)	3000	片桐且昭	万治2跡継～宝永6没(1659-1709)	5-422
28	石河威人	2200	石河貞代	寛文15給知～貞享元, 2/4致仕(1638-84)	15-377
29	桑山下野守	2001	桑山貞寄	延宝3襲封・叙任～元禄2没(1675-89)	17-298
30	柳生対馬守	7644余	柳生藩主・柳生宗在	延宝2襲封・叙任～元禄7没(1674-94)	16-109
31	小堀和泉守	2000余	近江小室藩主・小堀政恒	寛文7跡継～享保15致仕・没(1667-1730)	15-119
32	奥田八郎右衛門	1976余	奥田忠信	寛文9跡継～宝永2没(1669-1705)	9-261
33	庄田小左衛門	1973	庄田安利	延宝9家継～元禄7没(1673-94)	16-116
34	小堀三郎右衛門	1973余	小堀政利	延宝2跡継～宝永4没(1674-1707)	11-175
35	多賀亦四郎(又四郎カ)	1954余	多賀常之	慶安4跡継～宝永2致仕(1651-1705)	6-238
36	片桐新之丞(新丞カ)	1444	片桐之勝	寛文11跡継～宝永6没(1671-1709)	4-317
37	赤井五郎作	1670余	赤井忠広	万治2家継～貞享3, 7/9致仕(1659-86)	2-254
38	畠山飛騨守	1500	畠山義里	寛文10跡継～元禄15没(1670-1702)	14-219
39	舟越左門	1498	船越為景	承応3跡継～元禄13没(1654-1700)	16-349
40	根来半右衛門	1250	根来正禰	延宝5分知～享保15没(1677-1730)	15-372
41	桑山三郎左衛門	1200	桑山一慶(前新庄藩主桑山一玄の子)	寛文7跡継～元禄10致仕(1667-97)	11-17
42	堀田(田カ)権右衛門	1048	堀田一幸	貞享2, 12/29叙任～正徳5没(1685-1715)	6-108
43	水野伊豆守	1000	水野守政	天和3跡継～宝永元没(1683-1704)	13-344
44	佐藤勘右衛門	1000	佐藤重信	寛文4跡継～貞享3, 7/9致仕(1664-86)	4-321
45	赤井九兵衛	1000	赤井公敬	貞享元叙任～宝永3没(1684-1706)	14-306
46	藤堂伊予守	1000	藤堂良直	延宝2跡継～享保5没(1674-1720)	14-304
47	藤堂勝兵衛	1000	藤堂良明		
48	三好新右衛門	1000	不明		
49	三好久三郎	1000	三好長賢	万治元跡継～元禄7没(1658-94)	4-44
50	森六兵衛	1000	森長重	万治2跡継～元禄6没(1659-93)	3-54
51	戸田長門守	1000	戸田忠時	天和3叙任～元禄2采地を子に譲る(1683-89)	14-339
52	角南主馬	998余	角南重世	寛文3跡継～元禄10没(1663-97)	16-49
53	赤井五平次	955	赤井時香	寛文13跡継～元禄3没(1636-90)	4-332
54	村越三郎	998	村越正弘	寛文8跡継～元禄13没(1668-1700)	16-98
55	根来五左衛門	750	根来長清	延宝5跡継～元禄13致仕(1677-1700)	16-352
56	東條半右衛門(平右衛門カ)	703余	東條長矩	寛文2跡継～元禄4没(1662-91)	3-280
57	堀田五郎左衛門	652	堀田一輝	寛永17跡継～宝永2没(1640-1705)	11-13
58	武藤庄兵衛	513	武藤秀信	万治3跡継～元禄11没(1660-98)	14-6
59	土屋五郎	500	土屋利意	天和3跡継～享保4没(1683-1719)	9-230
60	大岡弥右衛門	500	奈良奉行・大岡忠高	貞享2, 8/13奉行・給知～元禄6辞職(1685-93)	16-310
61	松平藤前守	498余	相模玉縄藩主・松平(大河内)正信	慶安元襲封・叙任～元禄3致仕(1648-90)	4-396
62	鈴木与五右衛門	300	鈴木重信	延宝5跡継～享保4没(1677-1719)	18-36
63	赤井六左衛門	300	赤井忠克	寛文7跡継～宝永5没(1667-1708)	4-320
64	下条長兵衛	278	下條信隆(後に片桐姓)	延宝2分知～享保元没(1674-1716)	6-236
65	小野半之助	200	小野宗清	延宝8家継～元禄12没(1680-99)	10-116
66	土岐芳廣(庵カ)	200	医師・土岐芳庵	寛文7跡継～元禄9没(1667-96)	19-171
67	薬人仲間	2000			
68	中村(井カ)主水	500	大工・中井家		(20-351)
69	門田口左衛門		不明		
70	同 市郎右衛門		不明		
71	同 口三郎		不明		
72	同 彦九郎	4名合わせて	不明		
73	今春大夫	179余	金春流シテ方・宗家		
74	今春八左衛門	300	金春流シテ方・金春八左衛門家		
75	大藏弥太郎	150	大藏流狂言方・宗家	元和3給知～(1617-)	
76	幸清五郎	120	幸流小鼓方・幸清五郎家カ		
77	大藏庄左衛門	100	金春流シテ方・大藏庄左衛門家		
78	高安太郎左衛門屋敷	50	高安流ワキ方・高安家		
79	大藏弥太郎屋敷	2.3	大藏流狂言方・宗家		
80	奈良町中御敷免地	2.6			
81	十津川御敷免	405.8			
82	寺社領	1147余			
83	与力同心屋敷	34852余			
84		12.9余	奈良奉行所与力・同心屋敷	承応4造成～(1655-)	

・領主名欄は絵図記載の名前、身分・人物名欄は緯を示す。  
 ・領地高の単位は石。「余」は原文のまま。  
 ・典拠欄の数字は『寛政重修諸家譜』の巻数と頁数を表す。

表3 大和国絵図諸本の図中に記載された領主とその在任期間

『大和国 細見図』	松平本			蓬左本			奈良女本		
	領主名	身分・人物名	在任期間	領主名	身分・人物名	在任期間	領主名	身分・人物名	在任期間
なし	なし			未確認			植村右衛門 作(佐力)	高取藩主・ 植村家貞	慶安3襲封～元禄 3没(1650-90)
織田出雲	織田出雲	松山藩主・織田 高長(出雲守)	寛永7襲封～万治2 致仕(1630-59)	織田山城守	松山藩主・ 織田長頼	万治2襲封～元禄 2没(1659-89)	織田山城守	松山藩主・ 織田長頼	万治2襲封～元禄 2没(1659-89)
なし	桑山	新庄藩主・ 桑山氏	～天和2除封 (-1682)	未確認			未確認		
片桐半之丞	片桐半之丞	片桐為元	寛永15跡継～承応3 没(1638-54)	片桐又七郎	片桐且昭	寛文2給知～元禄元 没(1662-88)	片桐亦七	片桐且昭 (又七郎)	寛文2給知～元禄元 没(1662-88)
ヲタ源十郎	織田源十郎	柳本藩主・ 織田秀一	寛永20襲封～貞享4 没(1643-87)	織田源十郎	柳本藩主・ 織田秀一	寛永20襲封～貞享4 没(1643-87)	織田修理	柳本藩主・織田 長種(修理亮)	寛永15襲封～寛永20 没(1638-43)
ヲタ左衛門 (ヤシキ)	織田左衛門 神保左京	戒重藩主・織田長 政(左衛門佐)	寛永3改名～万治2 致仕(1626-59)	織田口門佐	戒重藩主・織田長 政(左衛門佐)	寛永3改名～万治2 致仕(1626-59)	織田豊前	戒重藩主・織田長 政(豊前守)	万治2襲封・万治3叙任・ 寛文12没(1660-72)
片桐石見	片桐石見守	小泉藩主・ 片桐貞昌	元和元跡継～天和2 致仕(1615-82)	未確認			神保左京	神保茂明	元和元跡継～天和2致仕 (1615-82)
柳生十兵衛	柳生十兵衛	柳生藩主・ 柳生三蔵	寛永4襲封～延宝元 没(1627-73)	片桐石見守	小泉藩主・ 片桐貞昌	寛永4襲封～延宝元 没(1627-73)	片桐岩(マ マ)見	小泉藩主・ 片桐貞昌	寛永4襲封～延宝元 没(1627-73)
平野権平	平野権平	平野長勝	寛永5跡継～寛文8 没(1628-68)	未確認			柳生但馬	柳生藩主・柳生宗 在(対馬守)	延宝3襲封・叙任～元禄 2没(1675-89)
なし	タガ左近	多賀常長	元和4跡継～明暦3 没(1618-1657)	未確認			平野権平	柳生藩主・柳生俊 平(但馬守)	享保15襲封・叙任～寛保 2致仕(1730-42)
奥田八郎右 衛門*	奥田三郎右 衛門	奥田忠虎	寛永14跡継～寛文7 没(1637-67)	奥田三郎右 衛門	奥田忠虎	寛永14跡継～寛文7 没(1637-67)	多賀亦四郎	多賀常之 (又四郎)	寛永5跡継～寛文8 没(1628-68)
							未確認		延宝2跡継～宝永4 没(1674-1707)

\*奥田八郎右衛門(忠信)は、寛文7跡継～享保15致仕・没(1667-1730)。

興留藩主・松平信通(松平信之の子)の記載も見られない。3万石の領主の変動が国絵図に記載されずに済まされるとは考えにくく、作成年代の下限としては貞享3年7月が想定される。

なお、貞享3年(1686)前半という推定作成年代に収まらないものに、桑山下野守貞寄(28)がいる。彼は貞享元年(1684)2月に致仕しており、これを重視するならば、絵図作成年代の下限は貞享元年になる。しかし、これは、古い記録が改められずにそのまま記載されたと解釈することができるのに対して、上述した作成年代の上限は、貞享3年初頭よりさかのぼらせることは不可能である。

以上のように、奈良女本の作成年代は貞享3年(1686)年頭から7月の間と推定される。

ところで、上述の推定は領主目録に基づくものであるが、領主目録以外に絵図本体にも主要な領主の居所が記されている。筆者が確認できた領主の名前は表3のとおりである。これら領主の在任期間を同様にして調べると、かなりズレがあって、全員が重なる時期は存在しない。上記の貞享3年(1686)時点で考えると、5人の領主が古くなってしま

が、これより新しい領主は見あたらない<sup>12)</sup>。したがって、もとの絵図から書写する際に一部の領主名のみを改めたと仮定すれば、貞享3年という上記の推定結果とは矛盾しない。

次に郡高について検討する。奈良女本の郡高目録における郡高の値は、表4に示したとおりである(他の資料も含めて、礪永の誤植・誤読と思われる箇所は修正してある)。礪永も述べているように、奈良女本の郡高・国高はおおむね蓬左本よりも多く、奈良図元禄本よりもだいたい少ない。したがって、蓬左本を正保国絵図の再提出本と考えれば、奈良女本はそれ以降の作成となる。貞享3年という上記の推定年代は、これと合致する。

ところが、前稿<sup>13)</sup>で言及したように、奈良女本では図中の郡名の脇にも郡高が記されており、この数値が郡高目録にあるものより少ない(表4参照)。それで前稿では、郡高目録が後から付け加えられたものではないかと述べておいた。表4を見て分かるとおり、この図中の数字が、実は、国立国会図書館所蔵の寛文7年(1667)の「大和国郷帳」<sup>14)</sup>における郡高とほぼ一致するのである。寛文郷帳の都合が実際の合計より約6石少ない、寛文郷

表4-1 大和国絵図・郷帳諸本における郡高の記載と配列順序

郡名	順序	寛文7年郷帳	奈良女本図中	順序	松平本郡高目録	蓬左本図中	順序	蓬左本郡高目録
添上郡	1	5562682900	5562682900	1	5595424100	5595424100	1	5595424100
添下郡	2	3526577600	3526577600	2	*4494140600	3494140600	2	3494140600
平群郡	7	2896771000	2896771000	3	2917084700	2917084700	3	2917084700
山辺郡	3	4664728800	4664728800	4	4746844300	4746844300	4	4746844300
宇陀郡	13	3122092600	3122092600	15	3123504700	3123504700	5	3123504700
式上郡	4	2085230600	**2005230600	6	2639326700	2639326700	6	2639326700
式下郡	5	2242591300	**2242599000	5	2242595500	2242595500	7	2242595500
十市郡	6	3477601600	3477601600	7	3469097960	3469097960	8	3469097960
広瀬郡	8	1594088800	**1594088000	8	1593776800	1593776800	9	1593776800
葛下郡	9	3635783100	3635783100	9	3754663800	3754663800	10	3754663800
高市郡	12	4080173900	4080173900	10	4078668400	4078668400	11	4078668400
忍海郡	10	556534300	**556534900	11	556534200	556534200	12	556534200
葛上郡	11	2095980400	**2095980400	12	2805314000	2805314000	13	2805314000
宇智郡	15	1624464300	1624464300	13	1624171900	*1024171900	14	*1624172900
吉野郡	14	3310942400	3310942400	14	3296914800	3296914800	15	3296914800
都合		44475640500	記載なし		45938062460	記載なし		45938062460
実際の合計		44476243600	44396179100		46938062460	45338062460		45938063460

\*誤写と思われる数値。 \*\*寛文郷帳と異なる奈良女本図中の数値。 \*\*\*国会本と異なる奈良図元禄本の数値。  
・単位は才(1合の100分の1)である。

帳と奈良女本の郡高が一部の郡で微妙に異なるという問題点はあるが、誤写の可能性もあるであろう。ということは、絵図の本体は寛文7年(1667)頃に作成され、その後、貞享3年(1686)の書写の段階で、郡高目録・領主目録の部分のみが修正されたことが考えられる。

## (2) 蓬左本の作成年代

次に、蓬左本の作成年代について検討する。磯永は、蓬左本が、「織田山城守長頼が松山藩主となった万治2年(1659)12月23日から戒重藩主織田左衛門佐長政が致仕した万治3年12月28日までの間に作成された<sup>15)</sup>とする。これについても、表5によって、より詳細に考察してみたい。

領主目録に記された領主の在任期間をよく見ていて気がつくのは、磯永の推定年代である万治2～3年よりも在任期間が新しい領主が何人かいることである。在任期間が新しい領主は、次の5名である。寛文2年(1662)と同4年(1664)に給知を受けている片桐又七郎且昭(13)と鈴木淡路守重泰(53)、寛文4年(1664)に新設された奈良代官に就任している五味藤九郎豊旨(2)、同じ寛文4年に奈良奉

行に就任し、給知を受けている土屋忠次郎利次(1・54)、そして、寛文5年(1665)(月日未詳)に領地を得ている土岐龍廣(57、医師・土岐光隆か)である。これらの領主名は、寛文5年以降でなければ記載することができず、作成年代の上限は寛文5年にまで下ると考えざるをえない。

次に下限についてであるが、寛文5年以降で重要な領主が関係するものという点、紀伊大納言殿(3、和歌山藩主・徳川頼宣)が、寛文7年(1667)5月22日に致仕している。したがって、蓬左本の作成年代は、寛文5～7年(1665～1667)と推定される。

この寛文5～7年という年代について付言すれば、一般に、明暦大火の後の国絵図再徴収は寛文年間と考えられており<sup>16)</sup>、磯永の言うように、蓬左本は正保国絵図の再提出図の写しではないかという推測が成り立つ。そして蓬左本は、御三家の一つである尾張徳川家の所蔵であったことから、幕府献上本の写しではないかと思われる。

ところで、作成年代を寛文5～7年と推定すると、これより古い時代の領主がかなり多くなる。領地高の大きい者の例を挙げると、1万石の所領を持つ本多監物政信(8)の死

表4-2 大和国絵図・郷帳諸本における郡高の記載と配列順序

順序	奈良女本郡高目録	順序	奈良岡元禄本郡高目録	順序	国会本郡高目録	順序	元禄15年郷帳
1	5905895100	1	6008689398	1	6008689398	1	6008689398
2	4028161600	2	3917680900	2	3917680900	2	3917680900
3	2977757100	3	3175693290	3	3175693290	3	3175693290
4	4889170950	4	4882550900	4	4882550900	4	4882550900
14	3123483300	5	3144254300	5	3144254300	5	3144254300
5	2441021100	6	***2464970070	6	2464910070	6	2464910070
6	2721740050	7	2722785200	7	2722785200	7	2722785200
11	3726000600	8	3739256960	8	3739256960	8	3739256960
12	1857963900	9	1858059100	9	1858059100	9	1858059100
7	4288523300	10	4294995500	10	4294995500	10	4294995500
10	4220678400	11	4140800650	11	4140800650	11	4140800650
8	556536200	12	557601900	12	557601900	12	557601900
9	2807250600	13	2808484900	13	2808484900	13	2808484900
13	1848116000	14	***1829112800	14	1829104700	14	1829104700
15	3595855000	15	4504863100	15	4504863100	15	4504863100
	記載なし		50049738968		50049730868		50049730868
	48988153200		50049798968		50049730868		50049730868

去が寛文2年(1662)、松山藩主・織田山城守長頼(11)の分知が万治3年(1660)であり、戒重藩主・織田左衛門佐長政(15)も万治2年(1659)<sup>17)</sup>に致仕している。一方、最も古いものは片桐藤七郎(35、片桐貞晴か)で、慶安3年(1650)に没している。彼に関しては、『寛政重修諸家譜』は「片桐勝七郎」の名前で出てくるので疑義も残るが、根来出雲守盛正(36)は承応3年(1654)に死去している。このように多くの古い領主が記載されているということは、寛文5～7年の絵図作成の段階で、領主名の変更をすべてチェックしておらず、より古い国絵図の部分的修正にとどまっていると言える。

川村によれば、正保国絵図の献上は、正保3年～慶安2年(1646～1649)の間に集中しているという<sup>18)</sup>。また、奈良女本の識語には、正保3年(1646)に調査した結果を慶安元年(1648)に提出した旨が記されている。古い領主の多くは在任期間がこの年代と重なっており、これらの領主の場合、当初の正保国絵図に記載された領主目録が古いまま使われていると考えられる。

このことは、言い換えると、領主の在任期間が慶安元年より新しいものは、当初の正保国絵図から修正されていることを意味する。

寛文年間に補訂された上記の5名以外では、郡山藩・本多中務大輔政長(7)と本多監物政信(8)、高取藩主・植村右衛門佐家貞(10)、松山藩主・織田山城守長頼(11)、柳生藩主・柳生飛騨守宗冬(18)、前奈良奉行・中坊美作守時祐(23)、石河太兵衛貞利(25)、船越伊予守永景(34)がそうであり、慶安元年～寛文7年(1648～1667)の間に書き改められたと考えられる。これら8名と寛文年間に補訂された上記5名の修正に多く見られるのは、領地の給知(1=54, 2, 7, 8, 13, 53, 57)によるものであり、他に大名の襲封(10, 11, 18)、官職の叙任(18, 23, 34)のケースがある。旗本の相続によって書き改められているのは、石河貞利(25)の一例しかない。また、万治年間の高取藩(10)と松山藩(11)の分知、戒重藩(15)の襲封は目録上に記載されていない。

以上のように蓬左本の領主目録を検討すると、当初の正保図のまま残されているもの、慶安元年～寛文7年に修正されたもの、の2種類を認めることができる。そして、旗本の家督相続による領主の変更はほとんど記載されず、新たな給知の場合を中心として、領主目録が改められたと推定される。

領主目録の改変されたことがよく分かるの

表5 蓬左本領主目録に記載された領主とその在任期間

図中の記載順序	領主名	領地高	身分・人物名	在任期間	典拠
1	御蔵入 代官 土屋忠次郎	53494.64	奈良奉行・土屋利次か	寛文4 奈良奉行～寛文11免職 (1664-71)	9-229
2	代官 五味藤九郎	49115.329	奈良代官・五味豊旨	寛文4 代官～延宝8没 (1664-80)	13-314
3	紀伊大納言殿	990.19	和歌山藩主・徳川頼宣	寛永3 叙任～寛文7, 5/22致仕 (1626-67)	
4	青蓮院殿	300	不明		
5	二條殿	342.3	不明		
6	本多内記	118225.376	郡山藩主・本多政勝	寛永16襲封～寛文11没 (1639-71)	11-219
7	本多中務大輔	30000	本多政長 (政勝の養子, のち郡山藩主)	承応2 給知～寛文11加増 (1653-71)	11-219
8	本多監物	10000	本多政信 (政勝の養子)	承応2 給知～寛文2, 4/20没 (1653-62)	11-224
9	藤堂大学頭	37425.841	伊勢津藩主・藤堂高次	寛永7 襲封～寛文9 致仕 (1630-69)	14-294
10	植村右衛門佐	24936.067	高取藩主・植村家貞	慶安3 襲封～万治元, 7/7分知 (1650-58)	5-175
11	織田山城守	31235.047	松山藩主・織田長頼	万治2, 12/23襲封～万治3, 9/10分知 (1659-60)	8-175
12	桑山修理亮	13022.72	新庄藩主・桑山一玄	寛永13襲封～延宝5 致仕 (1636-77)	15-371
13	片桐又七郎	3000	片桐且昭	寛文2 給知～元禄元没 (1662-88)	6-233
14	織田源十郎	9946.736	柳本藩主・織田秀一	寛永20襲封～貞享4 没 (1643-87)	8-195
15	織田佐(左力)衛門佐	7851.681	戒重藩主・織田長政	寛永3 改名～万治2, 12/23致仕 (1626-59)	8-192
16	神保左京亮	7017.301	神保茂明	元和元跡継～天和2 致仕 (1615-82)	18-124
17	片桐石見守	6536.919	小泉藩主・片桐貞昌	寛永4 襲封～延宝元没 (1627-73)	6-234
18	柳生飛騨守	6375.579	柳生藩主・柳生宗冬	明暦3 叙任～寛文8 加増 (1657-68)	17-297
19	平野権平	5000	平野長勝	寛永5 跡継～寛文8 没 (1628-68)	8-329
20	水野石見守	4998.252	水野忠貞	正保4 給知～寛文10没 (1647-70)	6-116
21	松平備前守	496.531	相模五總藩主・松平(大河内) 正信	慶安元襲封・叙任～元禄3 致仕 (1648-90)	4-396
22	松平左雲守	476.105	上総佐貫藩主・松平勝隆 または養子・重治	寛永16加増～寛文2 致仕 (1639-62) 寛文2 襲封・叙任～寛文5, 12/26山城守に改名 (1662-65)	1-199 1-201
23	中坊美作守	3491.411	中坊時祐	承応元叙任～寛文8 致仕 (1652-68)	16-203
24	山口勘兵衛	3000.99	山口直堅	元和8 跡継～寛文2 没 (1622-62)	4-327
25	石河太兵衛	2200.01	石河貞利	承応3 家継～万治2, 5/16没 (1654-59)	5-422
26	小堀大膳	2000.362	近江小室藩主・小堀正之	正保4 襲封～延宝2 没 (1647-74)	16-109
27	多賀左近	2000.33	多賀常長	元和4 跡継～明暦3 没 (1618-1657)	11-174
28	桑山伊兵衛	2000	桑山貞寄 (猪兵衛) か	寛永15跡継～貞享元致仕 (1638-84)	15-377
29	赤井兵庫頭	1999.022	赤井忠泰	元和2 加増～明暦元没 (1616-55)	4-316
30	庄田(ママ)	1973.854	庄田安照 または子・安勝	元和元家継～明暦2 没 (1615-56) 明暦2 跡継～寛文9 没 (1656-69)	9-261 9-261
31	小堀三郎兵衛	1973.606	小堀政孝	正保元跡継～延宝元致仕 (1644-73)	16-116
32	奥田三郎右衛門	1973.462	奥田忠虎	寛永14跡継～寛文7 没 (1637-67)	15-119
33	畠山下総守	1500	畠山義貞	元和3 給知～万治2, 2/9致仕 (1617-59)	2-254
34	舟越伊予守	1499.938	船越永景	承応2 叙任～寛文10没 (1653-70)	14-219
35	片桐藤七郎	1443.767	片桐貞晴(勝七郎) (小泉藩主・貞昌の弟)か	寛永4 分知～慶安3 没 (1627-50)	6-238
36	根来出雲守	1250.003	根来盛正	寛永18跡継加増～承応3 没 (1641-54)	16-349
37	堀田権右衛門	1048.08	堀田一純	寛永7 給知～寛文7 致仕 (1630-67)	11-17
38	水野半左衛門	1003.601	水野守政	寛永14跡継～正徳5 没 (1637-1715)	6-108
39	佐藤勘右衛門	1000.0876	佐藤成次	寛永11跡継～延宝3 没 (1634-75)	13-343
40	藤堂主馬	1000.0195	藤堂嘉長	寛永6 分知～寛文2 没 (1629-62)	14-306
41	藤堂庄兵衛	1000.0195	藤堂高嘉 (勝兵衛) か	寛永17跡継～延宝2 没 (1640-74)	14-304
42	赤井六兵衛	1000.005	赤井公雄	慶長10給知～寛文4 致仕 (1605-64)	4-321
43	三好猪之助	1000	三好勝正	寛永11跡継～万治元没 (1634-58)	4-44
44	三好助九郎	1000	三好直滋	正保元跡継～明暦2 没 (1644-56)	4-46
45	森左兵衛	1000	森可久	寛永15跡継～万治2, 7/5 没 (1638-59)	3-54
46	村越七郎左衛門	998.54	村越正重 または子・村越正好	寛永2 給知～承応3 没 (1625-54) 承応3 跡継～寛文8 没 (1654-68)	16-98 16-98
47	角南主馬	998.141	角南重国 または養子・角南重世	寛永6 跡継～寛文3 没 (1629-63) 寛文3 跡継～元禄10没 (1663-97)	16-48 16-49
48	赤井五平次	996.903	赤井時香	寛永13跡継～元禄3 没 (1636-90)	4-332
49	根来平左衛門	750	根来長守	元和元跡継～延宝5 没 (1615-77)	16-351
50	東条(ママ)伊兵衛	703.513	東條政長 (猪兵衛) か	寛永14跡継～寛文2 没 (1637-62)	3-280
51	堀田五郎左衛門	652.083	堀田一輝	寛永17跡継～宝永2 没 (1640-1705)	11-13
52	武藤藤兵衛	513.706	武藤安信	寛永2 跡継～万治3, 12/18致仕 (1625-60)	14-6
53	鈴木淡路守	300	鈴木重泰	寛文4 給知～延宝4 没 (1664-76)	18-35
54	土屋忠次郎	500	土屋利次	寛文4 給知～寛文12没 (1664-72)	9-229
55	中井主水	500	大工・中井家		(20-351)
56	小野惣左衛門	200	小野貞久 (宗左衛門) か	寛永18跡継～延宝8 致仕 (1641-80)	10-116
57	土岐龍廣	200	医師・土岐光隆 (龍安) か	寛文5 給知～寛文7 没 (1665-67)	19-171
58	門田市郎右衛門	60	不明		
59	門田市右衛門	60	不明		
60	門田彦九郎	29.852	不明		
61	門田才三郎	29.852	不明		
62	楽人	2000			
63	今春大夫	500	金春流シテ方・宗家	文禄5 給知～ (1596-)	
64	幸野五郎次郎	105	幸流小鼓方・幸家		
65	大倉弥太郎	102.09	大蔵流狂言方・宗家	元和3 給知～ (1617-)	
66	奈良中地子御免許	508.122			
67	十津川	1000			
68	寺領	26535.641			
69	社領	7406.09			

・領主名欄は絵図記載の名前, 身分・人物名欄は線を示す。  
 ・領地高の単位は石。  
 ・典拠欄の数字は『寛政重修諸家譜』の巻数と頁数を表す。



は、記載の順序である。蓬左本の領主目録は、基本的に領地高の多い順に配列されているが、時折不自然な並び方をしている箇所がある。1～5番目は蔵入地などで別格と考えられるが、本多政長(7)、本多政信(8)は、順序を乱している。ここは、先に述べたように、領地の給知によって慶安年間以降に追加された部分であり、郡山藩関係ということで郡山藩主・本多政勝(6)の次に置かれたものであろう。3000石しかないにもかかわらず、13番目の位置にある片桐且昭も、寛文年間の追加部分である。片桐且昭がここに記載されているのは、1万石を有していた片桐為次が明暦元年(1655)に死去して家がいったん断絶したが、寛文2年(1662)に弟・片桐且昭を養子として3000石を給し家を復興したため、もとの片桐為次の位置に片桐且昭の名が書かれたことによると思われる。また、55番目の後に来るべき300石の鈴木重泰が53番目にあるが、やはり寛文年間の補訂部分である<sup>19)</sup>。

以上の領主目録の検討を絵図の書写に関係づけて考えると、当初の正保国絵図と寛文年間の再提出絵図の間に、領主目録の改変を伴う絵図の書写があったかどうかが問題となる。しかしながら、慶安元年～寛文7年に修正されたと推定される13名の在任期間が重なる時期がなく、これら13名の改訂が同一の時期に行なわれたと考えるのは無理である。したがって、正保国絵図の領主目録の上に付箋を貼付するような格好で逐次部分的な修正を施していたものから、寛文年間に再提出絵図を作成したのではないかと考えられる。

なお領主に関しては、蓬左本にも、奈良女本と同様、図中に領主の居所が示されている。写真版での調査のため判読できない箇所が多いが、確認できた領主名は表3のとおりである。いずれも領主目録に記された名前と同じであり、上述の推論と矛盾するものではない。

次に、郡高について検討してみたい。郡高は郡高目録と図中の両方にあり、それらの数値は表4に示したとおりである。1郡のみ異なるのは誤写と考えられ、両者は同一の石高を記載していたと言える。ここで問題となるのは、郡高・国高が寛文7年の郷帳と一致せず、それより若干多めの数字になっていることである。上述のように、蓬左本の作成年代は寛文5～7年と推定されるため、石高が次第に増加していると仮定するならば、蓬左本は寛文期以降にさらに書写され、その段階で郡高のみが修正されたものと考えねばならない。今後の検討課題である。

以上本章では、領主や郡高などに基づいて、奈良女本と蓬左本の作成年代について検討した。奈良女本は、絵図の本体が寛文7年(1667)頃に作成され、貞享3年(1686)の書写の段階で、郡高目録・領主目録の部分が修正されたと推定した。また蓬左本は寛文5～7年(1665～1667)の作成で、正保国絵図の再提出図(幕府献上本)の写しであり、当初の正保国絵図を修正したものと推論した。

### Ⅲ. 新たな大和国絵図の検討

I章で述べた礪永の所論の疑問点を解明するために、本章では新たな絵図の検討を行なう。取り上げる絵図は、国立公文書館内閣文庫所蔵(松平乗命旧蔵)と国立国会図書館所蔵の2枚の大和国絵図である。礪永は、これまでに知り得た幕府撰大和国絵図を網羅的に紹介しているが<sup>20)</sup>、これらの絵図は、そこで言及されていないものである。

#### (1) 松平本の検討

##### a 概要

国立公文書館内閣文庫には美濃国岩村藩藩主松平乗命旧蔵の絵図群<sup>21)</sup>がある。この絵図群の中には、多くの国絵図(模写)が含まれている。松平乗命旧蔵国絵図については、すでに福井の解題的論文がある<sup>22)</sup>。福井によ

れば、「国の地域を描いた大型の地図が六十六鋪あり、そのうち、三十八鋪が、ここに言うところの国絵図と認められる<sup>23)</sup>という。「ここに言うところの国絵図」とは、「単に一国の地域を描いた地図という意味ではなく、江戸幕府が正保・元禄・天保の三度（中略）諸藩に命じて調進せしめた<sup>24)</sup>地図を指している。しかしながら、福井が挙げた38枚の国絵図の中に、大和国のものはない。磯永もこの見解を受けて、大和国絵図関係資料の紹介の中で、松平乗命旧蔵本の中に大和国はないと記している<sup>25)</sup>。

ところが、福井が紹介しなかった残りの絵図の中には、大和国の範囲を描いた絵図が1枚含まれている。この絵図は寸法こそ本来の国絵図より小さいものの、郡高や領主目録が記載されており、村は俵形の村形の中に村名と村高が記されている。その他の書き方も、一般的な国絵図の様式に合致しており、幕府撰国絵図の系統をひく縮写図であろうと判断されるものである<sup>26)</sup>。したがって、本章ではまず、この松平乗命旧蔵「大和国図」（以下、松平本）について検討したい<sup>27)</sup>。

先に松平本の概要を述べておく。大きさは、南北方向が186cm、東西方向が118cmで（筆者の計測による）、表紙がつけられ、「大和国図」との題簽がある。北東隅に郡高目録（色分・村数はなし）、東から南東隅にかけては領主の記載（領地の石高はなし）がある。村は、俵形の村形の中に村名、その右側に村高が記されている。国境の記載が詳しく、郡境も黒い線で書かれている。交通関係では一里山の記載があり、里程・難所、舟渡りの場合の川幅・深さも書かれている。

#### b 作成年代

松平本の作成年代は、絵図の様式、郡高、領主の在任期間からある程度推測できる。

絵図の様式のうち、郡境については2箇所

1)。また、これらを含め、少なくとも8箇所「論所」の注記があり、それらのいくつかは国境に関わるものである。これらは、元禄国絵図と異なる正保国絵図の一般的特徴であり、松平本は、元禄ではなく正保国絵図の様式を保っているといえることができる。

郡高の記載は目録のみであり、図中の郡名の脇には書かれていない（表4）。郡の配列順序が多少異なっているが、松平本は蓬左本とほとんど同じであり、添下郡と宇智郡の相違も、実際の合計値との比較から判断して、単なる誤写と考えられる（添下郡は松平本の誤写、宇智郡は蓬左本の誤写）。したがって、蓬左本と同様に推測するならば寛文期以降の郡高であり、奈良女本の目録よりは少ないことから、貞享期以前ということになる。

領主の在任期間については、奈良女本・蓬左本と同じ手順で調査を行ない、表6に領主目録の分を、表3に図中記載分をまとめた。領主目録に領地の石高記載がないため、奈良女本・蓬左本と比べて、可能な在任期間の範囲が広がる。また、蔵入地関係の記載がな



図1 高市郡と吉野郡の郡境の論所（松平本）

表6 松平本領主目録に記載された領主とその在任期間

図中の記載順序	領主名	身分・人物名	在任期間	典拠
1	紀州様	和歌山藩主・徳川光貞	寛文7襲封～元禄11家督を譲る(1667-98)	
2	甲府様	甲府藩主・徳川綱豊(後の6代將軍家宣)	延宝8大和国で加増～宝永元藩主退任(1680-1704)	
3	織田山城守	松山藩主・織田長頼	万治2襲封～元禄2没(1659-89)	8-175
4	織田対馬守	織田長政(長頼の弟)	万治3分知～元禄3没(1660-90)	8-178
5	織田小十郎	織田政時(戒重藩初代藩主・長政の子)	?～貞享元、8/11没(?-1684)	8-193
6	植村大膳	植村政行(高取藩主・家貞の弟の子)	寛文11跡継～元禄元没(1671-88)	5-179
7	片桐主膳	小泉藩主・片桐貞房	延宝2襲封～宝永7没(1674-1710)	6-235
8	片桐新之丞	片桐之晴(前小泉藩主貞昌の弟の養子)	慶安4跡継～宝永2致仕(1651-1705)	6-238
9	小堀和泉守	近江小室藩主・小堀政恒	延宝2襲封・叙任～元禄7没(1674-94)	16-109
10	柳生飛騨守	柳生藩主・柳生宗冬	明暦3叙任～延宝3没(1657-75)	17-297
11	柳生権左衛門	不明		
12	水野半左衛門	水野守信 または養子・水野守政	?～寛永13没(?-1636) 寛永14跡継～正徳5没(1637-1715)	6-108 6-108
13	神保主膳	神保元茂	天和2、12/18家継～享保19致仕(1682-1734)	18-124
14	神保彦七郎	神保茂吉(彦次郎)(元茂の弟)か	天和2、12/18分知～元禄10采地を官に収める(1682-97)	18-124
15	土屋甚助	土屋利勝 または養子・土屋利意	寛文12跡継～天和3、9/26没(1672-83) 天和3、12/14跡継～享保4没(1683-1719)	9-230 9-230
16	大関勘右衛門	奈良奉行・大関増公	天和2、1/11給知～貞享2、7/8没(1682-85)	11-86
17	大関三郎左衛門	不明		
18	畠山下総守	畠山義眞 または子・畠山義里	元和3給知～万治2致仕(1617-59) 寛文3叙任～貞享3致仕(1663-86)	2-254 2-254
19	舟越三郎四郎	船越永景	慶長16跡継～寛文10没(1611-70)	14-219
20	舟越口染院	不明		
21	東條平助	東條長矩	寛文2跡継～元禄4没(1662-91)	3-280
22	武藤利兵衛	武藤安信(理兵衛)か	寛永2跡継～万治3致仕(1625-60)	14-6
23	赤井五郎作	赤井忠泰 または子・赤井恒宅 またはその養子・赤井忠広	慶長7給知～明暦元没(1602-55) 明暦元跡継～寛文11没(1655-71) 寛文11跡継～宝永6没(1671-1709)	4-316 4-316 4-317
24	佐藤駿河守	佐藤成次	寛文10叙任～延宝3没(1670-75)	13-343
25	鈴木権佐	鈴木重勝(権之助)か または孫・鈴木重信(権之助)か	慶長7給知～寛文3没(1602-63) 延宝5跡継～享保4没(1677-1719)	18-35 18-36
26	鈴木久三郎	不明		
27	鈴木庄兵衛	不明		
28	中坊長兵衛	中坊時祐 または養子・中坊秀時	寛永15跡継～寛文8致仕(1638-68) 寛文8家継～元禄12没(1668-99)	16-203 16-204
29	奥田三郎右衛門	奥田忠徳	寛永14跡継～寛文7没(1637-67)	15-119
30	大津代官 小野半之助	小野宗清	延宝8家継・代官～元禄12没(1680-99)	10-116
31	戸田八郎兵衛	戸田忠時	天和2、1/11給知～元禄2采地を子に譲る(1682-89)	14-339
32	松平日向守	郡山藩主のち下総古河藩主・松平信之	延宝7移封～貞享3没(1679-86)	1-45
33	藤堂和泉守	伊勢津藩主・藤堂高虎 または孫・伊勢津藩主・藤堂高久	元和5給知～寛永7没(1619-30) 寛文9襲封～元禄16没(1669-1703)	14-283 14-295
34	織田内匠(カ)	戒重(芝村)藩主・織田長清	天和3、5/2襲封～正徳4致仕(1683-1714)	8-193
35	織田信濃守	柳本藩主・織田秀一	寛永20襲封～貞享4没(1643-87)	8-195
36	植村右衛門佐	高取藩主・植村家貞	慶安3襲封～貞享4致仕(1650-87)	5-175
37	平野丹波守	平野長政	寛文9跡継～元禄13没(1669-1700)	8-329
38	平野又七郎	不明		
39	下條長兵衛	下條信隆(小泉藩主・片桐貞房の庶兄)	延宝2分知～享保元没(1674-1716)	6-236
40	下條三郎兵衛	不明		
41	堀田下総守	下総古河藩主のち出羽形山藩主/陸奥福島藩主・堀田正仲	貞享元、10/10襲封～貞享2、6/22移封(1684-85)	11-2
42	堀田五郎左衛門	堀田一輝	寛永17跡継～宝永2没(1640-1705)	11-13
43	堀田長門守	不明		
44	永井万之丞	新庄藩主・永井直円	延宝8給知～宝永7致仕(1680-1710)	10-275
45	松平志摩守	松平信重(郡山藩主・信之の弟)	延宝7給知～天和3、12/21致仕(1679-83)	1-48
46	森六兵衛	森長重	万治2跡継～元禄6没(1659-93)	3-54
47	桑山下野守	桑山貞寄	寛永15給知～貞享元、2/4致仕(1638-84)	15-377
48	桑山左内	新庄藩主・桑山一玄 その子・桑山一英	寛永13襲封～延宝5致仕(1636-77) 延宝5分知～元禄6没(1677-93)	15-371 15-373
49	庄田小左衛門	庄田安照 または孫・庄田安利	元和元家継～明暦2没(1615-56) 寛文9跡継～宝永2没(1669-1705)	9-261 9-261
50	根来右京	根来盛重(右京進)	寛永2給知～寛永18没(1625-41)	16-348
51	根来小才次	根来盛重 または子・根来盛正 またはその子・根来正綱	寛永2給知～寛永18没(1625-41) 元和元給知～承応3没(1615-54) 承応3跡継～元禄13没(1654-1700)	16-348 16-349 16-349
52	村越三十郎	村越正重 または孫・村越正弘	寛永2給知～承応3没(1625-54) 寛文8跡継～元禄13没(1668-1700)	16-98 16-98
53	松平右衛門佐	相模玉縄藩主・松平(大河内)正綱	寛文2給知～慶安元没(1625-48)	4-394
54	松平六兵衛	不明		
55	山口新五郎	山口直堅	元和8跡継～寛文2没(1622-62)	4-327
56	三好越後守	三好可正	元和5給知～寛永11没(1619-34)	4-44
57	藤堂主馬	藤堂嘉長 または養子・藤堂良直	寛永6分知～寛文2没(1629-62) 寛文2跡継～宝永3没(1662-1706)	14-306 14-306
58	多賀又四郎	多賀常之	延宝2家継～宝永4没(1674-1707)	11-175
59	角南主馬	角南重国 またはその養子・角南重世	寛永6跡継～寛文3没(1629-63) 寛文3跡継～元禄10没(1663-97)	16-48 16-49
60	村瀬左馬助	村瀬重治か	?～寛永10没(?-1633)	16-104
61	石河藏人	石河貞代	万治2跡継～宝永6没(1659-1709)	5-422
62	御大工 中井主水	大工・中井家		
63	今春太夫	金春流シテ方・宗家		
64	大倉弥太郎	大蔵流狂言方・宗家	文禄4給知～(1595-) 元和3給知～(1617-)	
65	幸五郎次郎	幸流小鼓方・幸家		
66	高安彦太郎	高安流ワキ方・高安家		

・領主名欄は絵図記載の名前、身分・人物名欄は縁を示す。  
 ・典拠欄の数字は『寛政重修諸家譜』の巻数と頁数を表す。

いのも、奈良女本・蓬左本と異なる。

まず表6の領主目録から検討する。領主目録作成年代の上限は、貞享元年(1684)10月10日の下総古河藩主・堀田下総守正仲(41)の襲封である。同時期のものとしては、天和3年(1683)5月の戒重藩主・織田内匠長清(34)の襲封、天和2年(1682)1月の奈良奉行・大関勘右衛門増公(16、奈良女本にある大岡弥右衛門忠高の前任者)と戸田八郎兵衛忠時(31)の給知などがある。一方、天和2年5月に除封された新庄藩主・桑山一尹の名前がないことも、この時期以降であることを裏づける。したがって、松平本は貞享元年10月以降に作成されたと考えられる。

他方、領主目録作成の下限は、やはり古河藩主・堀田正仲(41)が領地を出羽国に移された貞享2年(1685)6月22日、奈良奉行・大関増公(16)が死去した同年7月8日あたりと見ることができる。実は、堀田正仲が移封された貞享2年6月22日は、他にも大名の領地替えがあった時であり、郡山藩主・松平日向守信之(32)が堀田氏の後の下総古河藩へ入り、松平信之の後の郡山藩へは、本多下野守忠平が入封した。その本多氏の名前が領主名にないことは、領主目録の作成年代が、貞享2年6月22日の本多氏入封以前であることを物語っている。したがって松平本は、貞享元年(1684)10月から貞享2年(1685)6月の間に作成されたと推定することができる。

しかし、松平本の場合も、これより古い時代の領主が領主目録にかなり見られる。最も古いものとしては、村瀬左馬助(60、村瀬重治か)と三好越後守可正(56)が、それぞれ寛永10年(1633)、寛永11年(1634)に死去している。正保国絵図が作成された正保・慶安年間よりもさらに古く、正保国絵図の領主目録の一部が残存したとも思われない。これらの領主が何に拠ったのか、その他、配列順序が複雑なのはなぜなのかは不明である。

次に、図中に居所の記載された領主につい

て検討する。表3から領主の在任期間が重なる時期を絞り込むと、柳生藩主・柳生三蔵の襲封した正保3年(1646)から、彼の死去した慶安3年(1650)という年代が浮かび上がる。これは、正保国絵図の提出された慶安元年(1648)にちょうど重なっており、松平本の絵図本体は、当初の正保国絵図の状況を描いているのではないかと推定される。

以上の様式、郡高、領主の検討結果を総合すると、松平本は、慶安元年に提出された当初の正保国絵図の系統を引いており、貞享元~2年(1684~85)に、領主目録部分を改変して書写されたと考えられる。ただし、古い領主を含む領主目録が何に基づいているかが疑問として残されている。また郡高からは、寛文~貞享期に、郡高の修正を含む書写が行なわれた可能性がある。

なお松平本は、岩村藩主であった松平乗賢が、享保~延享期にかけて老中など幕府の要職を務めていることから、幕府献上本の系統の写しではないかと思われる<sup>28)</sup>。

## (2) 国会本の検討

内閣文庫の他に、国立国会図書館にも大和国絵図(以下、国会本)<sup>29)</sup>が所蔵されている。表紙がつけられており、題簽には「大和国」とある。山城・近江・丹波の3カ国の絵図とともに帙に収められており、帙には書写の過程を示す次のような識語がある。

山城大和近江丹波四州図各一幅元禄年間  
各国之諸侯奉 公命打量画図而蔵諸京師  
二條城中云往年東庁長吏某始請製別図更  
収其府中今茲余又命画工邨上直察伝写以  
補我西府之所闕謄摹布置一沿原本然其製  
闕大頗不便展観因縮以四分之一且令属吏  
某之讐校其文始不謬焉馬東西一貫終得相  
全口事畢後更抛私口同作此四幅深蔵而備  
他日祇役之省檢云

文政二年己卯六月下澣

京兆少尹松浦伊勢守源忠謹識

最後に名前のある「松浦伊勢守源忠」は、当時の京都町奉行・松浦忠である<sup>30)</sup>。元禄年間に各国の大名に献上させた山城・大和・近江・丹波4カ国<sup>31)</sup>の国絵図が何度か書写されたものであることが明記されている。

絵図の大きさは、南北方向が232cm、東西方向が150cmで(筆者の計測による)、南東隅に郡高目録がある。村は、やはり倭形の村形の中に村名と村高が記されており、境界や交通路の書き方も一般的な国絵図の様式にのっとっている。縮尺は、4分の1に縮小したと記されるとおり、一里山の間隔から判断して3寸1里程度と考えられる。

郡高の詳細は表4のとおりである。奈良図元禄本とほとんど同じであるが、式上郡と宇智郡の2つが異なり、都合の石高も違っている。奈良図元禄本では、都合高と実際の合計が一致しなかったが、そのような不具合はなくなっている。そして、国会本の郡高は、元禄15年の郷帳<sup>32)</sup>の数字と合致している。郡の配列順序は、蓬左本目録・奈良図元禄本目録・元禄郷帳と同じで、これが、正保国絵図再提出本から元禄国絵図までの一連の絵図における基本的並べ方であったと思われる。

なお村数は、奈良図元禄本に比べて添上郡・宇陀郡・吉野郡で1つずつ減っており、全体で3つ減少して1578村となっている<sup>33)</sup>。この点においては、1405村と記される元禄郷帳と一致をしない。

郡高目録の最後には、「元禄十五壬午年二月／本多能登守／植村右衛門佐」と記される。元禄15年(1702)2月は、最終的な大和国絵図が幕府に献上された年月<sup>34)</sup>と一致する。本多能登守と植村右衛門佐は、絵図元である郡山藩と高取藩の各藩主・本多忠常と植村家敬である。以上のことから、国会本は元禄国絵図幕府献上本の縮写図であると言える。

#### IV. 大和国絵図諸本の系譜

以上、大和国絵図の諸本について検討してきたが、作成年代から分類すると、正保国絵図系統と考えられるものが奈良女本・蓬左本・松平本、元禄国絵図系統と考えられるものが奈良図元禄本・国会本ということになる。後者については、奈良図元禄本が元禄12年の年記を持つように作成途中段階の国元の絵図であるのに対し、国会本は幕府献上本の系統の縮写図であることが判明した。礮永の所論の第二段階における問題の1つが、これで解決されることになる。

前者の正保国絵図系統では、奈良女本と蓬左本・松平本の間で大峰の描写方法にかなりの相違があり、記載地名も異なる。蓬左本・松平本は、奈良図元禄本・国会本とも類似する柔らかな山容の描き方をしているのに比べ、奈良女本はところどころに険しい岩塊を橙色で書き込んであるのが特徴である。正保大和国絵図の系譜を考えるうえで、これら2つのタイプをどう位置づけるか、どちらが本来の正保国絵図に近いかが問題となる。

##### (1) 奈良女本の位置づけ

既にⅡ・Ⅲ章では、絵図本体中の領主名の違いに着目して、松平本が当初の正保国絵図の系統を引くこと、蓬左本が寛文年間の再提出図の系統であることを指摘した。一方奈良女本も、正保国絵図との関わりが識語に書かれている。この識語には、奈良女本の成立を解明するための重要な手がかりが含まれていると思われるので、全文を掲げておく。

##### 大和国絵図

今此図正保三戊(戌カ)年本多内記殿御家来服部九郎兵衛矢野武左衛門植村出羽守殿御家来岡田太左(カ)衛門蜂須賀助左衛門国中村々順見而立横二縄引村々町間帳面へ記之慶安元子年上ル御絵図ノ移

南都御図ニテ写之宝永三戊（戌カ）年四月十五日殿様ニ上ル図之扣ニテ写シ申候  
尤他借被成間敷候已上

享保四亥十二月十日 北月峯

広瀬佐次右衛門様

以下正保大和国絵図の系譜、特に奈良女本の位置づけを考えていくうえで、絵図の由来を考慮しておくことが重要であろう。上述のとおり、松平本は、旧蔵者の家系が幕府の要職を務めていることから、また蓬左本も、御三家の1つである尾張徳川家の所蔵であったことから、ともに幕府献上本の系統の写しであろうと考えられる。これに対して奈良女本は、「南都御図ニテ写之」との識語から、原絵図が奈良奉行所に置かれていた時期があることは確かであり、また戦前から現・奈良女子大学に所蔵されている<sup>35)</sup> ことから、地元で写し継がれてきた絵図と思われる。

一般に幕府献上本と地元の控え図を比べてみた場合、書写の際に改変される可能性が大きいのは地元の絵図ではなかろうか。もちろん中央にいても、郷帳などによって郡高や領主程度の修正はありうるが、細かな地名の追加や削除は、土地勘のある地元でなければ不可能であろう。また、実際に絵図を利用することを想定しても、細かな修正は、地元においてより求められたと考えられる。

興味深いことに奈良女本には、後から書き

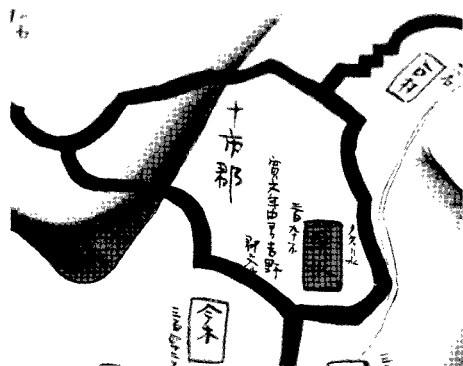


図2 葦水村への書き込み（奈良女本）

込まれたと思われる箇所がいくつか見られる。まず、図中の飛び地の郡域に、次のような書き込みがある。吉野郡・宇陀郡・十市郡の境に位置する「中宮奥」村には「城上郡 寛文年中・宇陀郡入」、吉野郡・宇智郡・葛上郡の境にある「薬水」村にも「十市郡 寛文年中ヨリ吉野郡ニ入ル」（図2）との記載がある<sup>36)</sup>。中宮奥村と薬水村は、元禄12年（1699）の国絵図改の際にそれぞれ宇陀郡と吉野郡に編入されたものであり<sup>37)</sup>、これらの書き込みは、実際には元禄12年以降の書写の際に行なわれたと考えられる。これ以外にも、平群郡の生駒明神の西方には「般若嶺 明暦年間ニ開基」との字句があり、明暦年間（1655～58）以降の書き込みであることが分かる。

また気になるのは、奈良女本には「本図無」のような注記がいくつかあることである。たとえば、「法隆寺内本図無」とか「円照寺御所 本図ニ不乗」（図3）といった具合である。ここで言う「本図無」の意味として、①もとの図にあったものを本図（奈良女本）では割愛した、逆に②もとの図（本図）になかったものを奈良女本で書き加えた、③後人が奈良女本を別の本来の図（本図）と比べると別図にはなかった、などが考えられる。

そこで、これら2例に関して、奈良女本を

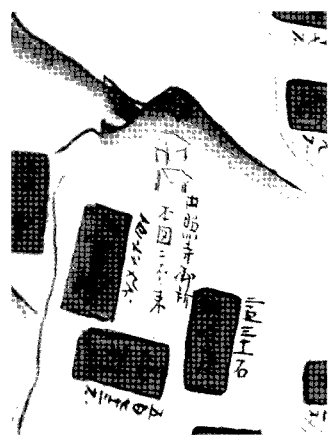


図3 「円照寺御所」の記載（奈良女本）

松平本・蓬左本と比較してみたい。前者「法隆寺内本図無」については、松平本・蓬左本に比べて、奈良女本は「並松町」の地名が余計に見られ、寺の建物が多く描かれている。後者の「円照寺御所」は奈良女本のみに記載され、松平本・蓬左本には記載がない。このような奈良女本の情報量の多さから、上の①の可能性はなくなる。すると残るは②か③となるが、いずれにせよここで言う「本図」とは、幕府献上本（の忠実な控え図）であり、奈良女本はそれに加筆していると解釈できるのである<sup>38)</sup>。

このことは、奈良女本の識語を読み直すことによっても裏づけられる。識語には「慶安元子年上ル御絵図ノ移南都御図ニテ写之」との一節があるが、これは、慶安元年(1648)に幕府に提出した国絵図以降の移り変わりを、奈良奉行所の絵図から書写したと解釈することができる。ここに出てくる「慶安元子年上ル御絵図」が上述の「本図」であり、その「本図」に「南都御図」の情報を書き加えたということになる。

しかしながら、奈良女本は、幕府献上本への単なる加筆と言うには、あまりにも大峰の描写が違いすぎる。おそらく「南都御図」が慶安年間以降の変遷を描いており、幕府献上本の控え図よりもそれをベースにして奈良女本が描かれたために、松平本や蓬左本などとの相違が生じたと考えられる。

ここから推測できることは、奈良奉行所にあった国絵図が、幕府献上本とは異なっていたのではないかということである。確かに奈良奉行は、郡山藩・高取藩とともに正保国絵図の絵図元とされていた<sup>39)</sup>。しかし、奈良女本の識語や東大寺宛の絵図差出指示の書状<sup>40)</sup>には郡山藩主と高取藩主のみが記されており、奈良奉行は最終的な国絵図作成の責任者ではなかった。幕府献上本と異なる国絵図が奈良奉行所にあっても奇異ではない。さらに、慶安元年以降の変遷を見るために「南都

御図」が使われたということは、奈良奉行所内で絵図の記載事項の修正が行なわれていたことを示しており、それが、上述のように、寛文7年頃と貞享3年であった（それ以外にもあったかもしれない）と考えられる。

それでは、なぜ奈良奉行所の国絵図が幕府献上本と異なっていたのが問題となる。1つの可能性は、奈良奉行所が正保国絵図よりも前の国絵図（たとえば寛永国絵図）を持っており、それに加筆していったものではないかということである。たとえば、図中に記された柳本藩主名は織田修理亮長種（在任期間：寛永15～20年〔1638-43〕）であり、松平本の織田源十郎秀一の先代になる（表3参照）。しかし、正保図よりも古い絵図は管見がなく、憶測にとどまらざるをえない。もう一点これに関連しそうなことは、寛文3年(1663)まで約半世紀の間、奈良奉行を、もとの大和の土豪である中坊氏が務めていたことである。中坊氏は吉野郡に所領を持つ他、寛文3年まで奈良奉行は奈良代官を兼務していたため、吉野郡の幕領支配も行なっていた<sup>41)</sup>。したがって、奈良奉行所では、吉野郡や大峰の状況について幕府献上本の描写よりも通じていた可能性がある<sup>42)</sup>。

以上述べてきたことをまとめると、奈良女本は奈良奉行所で使われていた国絵図の写しであり、本来の正保国絵図とは異なると推測できる。これに対して、当初の正保国絵図の系統を引くのが松平本であり、蓬左本は、当初の図を寛文年間に修正した再提出図系統のものである。そして、正保国絵図（の再提出図）をもとに元禄国絵図が作られるが、作成途中段階の図が奈良図元禄本、最終的な献上本の系統が国会本ということになる。

## (2) 『大和国細見図』との関係

では、筆者の当初の関心事であった『大和国細見図』は、これら幕府撰国絵図の類図のうち、どれと最も関連を持つのであろうか。

表7 大和国絵図・郷帳諸本における郡名の表記 (抄出)

松平本図中・郡高目録	『大和国細見図』	蓬左本図中	蓬左本郡高目録	寛文郷帳	奈良女本図中	奈良女本郡高目録	奈良図元禄本図中・郡高目録	元禄郷帳	国会本郡高目録
宇多郡	宇多郡	宇多郡	宇多郡	宇多郡	宇陀郡	宇陀郡	宇多郡	宇陀郡	宇陀郡
式上郡	式上郡	式上郡	式上郡	城上郡	城上郡	城上郡	式上郡	式上郡	式上郡
式下郡	式下郡	式下郡	式下郡	式下郡	城下郡	城下郡	式下郡	式下郡	式下郡
十市郡	十市郡	記載なし	拾市郡	十市郡	十市郡	十市郡	十市郡	十市郡	十市郡
宇知郡	宇知郡	宇知郡	宇知郡	宇智郡	宇智郡	宇知郡	宇智郡	宇智郡	宇智郡

『大和国細見図』には領主目録や郡高の記載はないが、幸い図中には主な領主の居所が示されている。これを、表3によって他の絵図と比べてみると、『細見図』に最も近似するのは、当初の正保国絵図である松平本である。「織田出雲」、「片桐半之丞」の2人は、松平本以外に一致する絵図がない。松平本との相違点はほぼ4箇所であるが、新庄藩主・桑山氏は、天和2年(1682)に除封されるから、享保20年(1735)の『細見図』刊行にあたって削除されたと考えられる。神保茂明と多賀常長は旗本であったために、『細見図』では名前を略されたと解釈できる(ただし、名前の記載されている旗本もある)。奥田三郎右衛門にかわって奥田八郎右衛門が記されているのは、刊行直前の享保15年(1730)に致仕してはいるが、代替わりした新しい領主名を入れたか、「三」と「八」の誤写かのいずれかであろう。

図中の領主名以外に、郡名の表記についても絵図相互の比較をしてみたい。大和国の郡名のいくつかには表記のゆれがあり、表7は、国絵図等の中で表記の異なる郡名を抄出したものである。これを見ると、『大和国細見図』はやはり松平本ときれいに一致していることが分かる。郡名の中で特に注目すべきは宇多郡(宇陀郡)と宇知郡(宇智郡)で、正保国絵図(再提出図を含む)では「宇多郡」、「宇知郡」と書かれたのが、最終的な元禄国絵図では「宇陀郡」、「宇智郡」に変わっていることが読み取れる。

それでは、本稿の関心の出発点である大峰関係の地名はどうであろうか。再び表1をよく見ると、『大和国細見図』に最も近いのはや

はり松平本である。たとえば、蓬左本に欠落している「小サヽ」、「七面」の地名が松平本には書かれている。「チャウセン」、「セン日嶽」の表記も、蓬左本より松平本に近い。またI章で、蓬左本の「笙窟」からでは「シヤカ岩屋」という誤写が生じえないと問題にしたが、松平本には「しやうの岩屋」と平仮名交じりで書かれている。奈良図元禄本と比べても、「西のそき」が1箇所しかないこと、「玉置山権現」の表記の点から、松平本がやはり『大和国細見図』により合致することが判明する。その一方、国会本は、奈良図元禄本にさらに大峰南部の地名が加わり、『大和国細見図』から遠くなっている。このように大峰の地名に関しても、『大和国細見図』は、松平本つまり当初の正保国絵図により近いと言えることができる。

ただし、郡名表記と大峰の地名における松平本と蓬左本との違いについては、当初の国絵図と再提出図との相違というよりも、正保国絵図と元禄国絵図との連続性から判断して、蓬左本の書写の不正確さに起因するものとも考えられる。それを考慮すれば、寛文年間の再提出図と『大和国細見図』の関わりも一概に否定できないのであるが、上述した図中領主名の相違は、『細見図』と松平本との親近性を明瞭に裏づけている。

なお、『大和国細見図』は和州の中村敢耳斎の作であり、大坂で出版されていることから、正保国絵図の幕府献上本よりは地元の控え図(それも奈良奉行所以外の絵図元のもの)の情報が伝わったと見てよいであろう。



## V. おわりに

本稿は、『大和国細見図』と幕府撰大和国絵図の関係について拙稿を批判した磯永の所論の評価から出発し、数種の絵図の(再)検討を経て、『大和国細見図』を含む大和国絵図諸本の系譜に関して論を展開した。磯永が問題とした奈良女本については、奈良奉行所で使われていた国絵図の写しと位置づけ、本来の正保国絵図とは異なるであろうことを述べた。そして、『大和国細見図』は、地元伝わる当初の正保国絵図の控え図をもとにしたものであることを指摘した。以上の結果をまとめたものが図4である。『大和国細見図』における大峰の描写もまた、正保大和国絵図に拠っていることになり、この点においては、磯永の主張はほぼ正鵠を射ていたと言える。

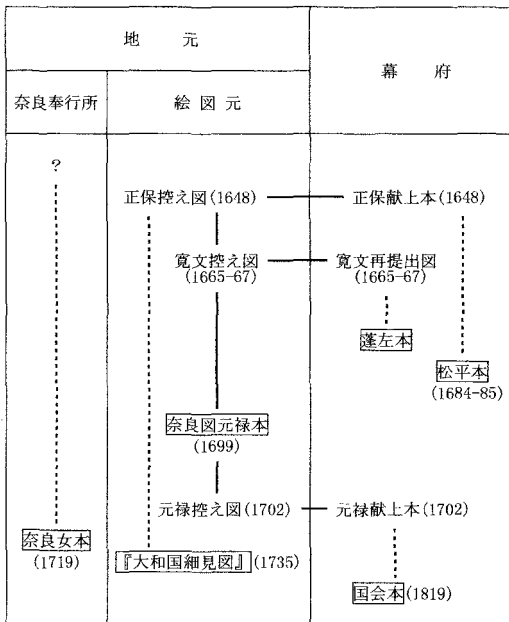
このようにして誕生した『大和国細見図』は、安永5年(1776)に版を改めるものの、内容的にはほとんど変わりがなく、嘉永元年

(1848)に『嘉永増補改正大和国細見図』が刊行されるまで使われる。宝永6年(1709)に完成した東大寺大仏殿が描かれるなどの微修正はあるが、基本的には17世紀前半の幕府撰大和国絵図の情報が、民間の版行図を通じて、200年以上も巷間に流布していたと言える。大峰に関しても、元をたどれば正保国絵図に記載された事柄が、修験者を除く一般の人々に概括的な地理的知識を提供していたことになる。

最後に、今後の課題を4点挙げておきたい。1つは、絵図の図像の年代(美術史で言う「景観年代」)についてである。本稿では、正保国絵図系統の絵図の作成年代を、主に郡高と領主の在任期間から推定した。大和国のような非領国地帯の場合、多数の領主の在任期間を検討することは、作成年代確定のうえで有効であった。しかし、絵図の書写の過程で郡高と領主のみが修正され、絵図本体の記載内容は古いまま写されることも充分ありうる。逆に、郡高や領主はそのままで、絵図の図像や地名に手を加えている可能性も否定できない。したがって、絵図の図像や地名がいつごろの年代のものなのかは、やはり記載内容自体から判断しなければならず、そこから郡高や領主の検討だけでは分からない書写の年代も明らかになると考えられる。

2つめに、絵図相互の影響関係(本稿では特に『大和国細見図』と幕府撰国絵図との関係)を見るにあたって、本稿では図中の領主名、郡名表記、大峰の地名に着目した。しかし、これもやはりさまざまな図像にまで比較検討の範囲を広げるのが理想であろう。

第3点として、大和国絵図に関しては、本稿で取り上げた絵図以外にも、天理図書館などに幕府撰大和国絵図の写し(控え)と考えられるものがある。また、刊行図に関しても、『大和国細見図』とは構図の異なるものが存在しており、幕府撰国絵図との関係も含めて、検討していく必要がある。



注：□は本稿で取り上げた筆者管見の絵図  
破線は複数回の書写が推測されるもの

図4 大和国絵図諸本の系譜図(試案)

第4点として、冒頭に述べた筆者本来の関心からは、本稿は国絵図の研究に深入りしすぎたものとなった。『大和国細見図』では幕府撰国絵図との関係が明らかになったが、嘉永版の『大和国細見図』では、それのみでは説明できない詳細な描写が見られる。また、大和国の地誌における大峰の記載は絵図とも異なる。各種の絵図・地誌における大峰の描写、それらの相互関係、さらには修験者の持つ地理的知識との関係などについても、今後研究を進めていきたいと考えている。

(駒澤大学文学部)

#### 【付記】

本稿は、2000年9月5日の地図史フォーラム in 神戸（於：神戸市立博物館）、2000年11月12日の人文地理学会大会（於：立命館大学）において口頭発表した内容をもとに、その後の知見を加えて修正したものである。

礒永和貴氏には、蓬左文庫所蔵大和国絵図の写真をはじめとして多くの関係資料を提供していただいた。また、奈良女子大学附属図書館所蔵大和国絵図の再閲覧に同席していただき、多くの貴重な教示を賜った。氏の力添えなくしては、本稿は成り立ちえなかつただろう。心よりお礼申し上げる次第である。合わせて、絵図閲覧の便宜をはかって下さった元奈良女子大学文学部助手・川合（山口）泰代氏、奈良女子大学附属図書館の関係者の方々にも謝意を表したい。

#### 【注】

- 1) 小田匡保「大和国絵図に描かれた大峰—山岳聖域に関する地理的知識伝播の一例」、駒澤地理34, 1998, 47~64頁。
- 2) 礒永和貴「江戸幕府撰大和国絵図の現存状況と管見した図の性格について」、奈良県立民俗博物館研究紀要16, 1999, 1~14頁。
- 3) 栗田元次「江戸時代刊行の国郡図」、歴史地理84-2, 1953, 2~5頁。矢守一彦『日本国誌資料叢書関係国絵図・「大日本輿地便覧」抄・解説』, 講談社, 1977, 33頁。三好唯義「南波コレクション中の刊行諸国図について」、神戸市立博物館研究紀要4,

1987, 27頁。

- 4) 奈良女子大学附属図書館のカード目録では「大和国絵図」とされている。請求番号：88-120。大きさは479×336cm。郡別の色分目録と領主ごとの知行高目録が記され、さらに絵図作成・書写の経緯を述べる享保4年(1719)の識語がある。詳細は、前掲1) 52~53頁を参照されたい。
- 5) 前掲2) 10頁。
- 6) 蓬左本は現物未見であるが、写真と前掲2)によれば、「大和国図」と記され、大きさは405×308cm。郡高目録と領主目録が記載され、村形にも領主名が記号で付されている。
- 7) 前掲2) 10頁。
- 8) 奈良県立奈良図書館には天保国絵図作成時のものと考えられる絵図もあるので、「奈良図元禄本」と略称する。同図書館の目録では「大和国大絵図」とされる。絵図番号：146。大きさは578×378cm。郡別の色分目録が付され、末尾に元禄12年(1699)の年記がある。詳細は、前掲1) 52~54頁を参照されたい。
- 9) 礒永和貴氏所蔵のマイクロフィルム写真を利用させていただいた。
- 10) ①『新訂寛政重修諸家譜』(全26巻), 続群書類従完成会, 1964~1989。この他, ②藩主人名事典編纂委員会編『三百藩藩主人名事典』(全4巻), 新人物往来社, 1986~1987, ③木村礎ほか編『藩史大事典』(全8巻), 雄山閣出版, 1988~1990, ④『徳川諸家系譜』(全4巻), 続群書類従完成会, 1970~1984, ⑤奈良市史編集審議会編『奈良市史通史3』, 吉川弘文館, 1988, ⑥西野春雄ほか編『新訂増補 能・狂言辞典』, 平凡社, 1999, なども適宜参照した。
- 11) 前掲2) 9頁。
- 12) 「柳生但馬」は、早くても18世紀の柳生藩主・柳生但馬守俊平に充てねばならないが、柳生藩主は俊平以降、代々但馬守を名乗るため、後世の書写の際に「対馬」と「但馬」を書き誤ったのではないかと考える。
- 13) 前掲1) 62頁の注15)。
- 14) 「大和国郷帳」、請求番号：239-68。
- 15) 前掲2) 9頁。

- 16) 川村博忠『国絵図』, 吉川弘文館, 1990, 100~102頁。
- 17) 『寛政重修諸家譜』, 『藩史大事典』による。前掲10) ③第5巻, 171頁。磯永や『三百藩藩主人名事典』は, 万治3年12月23日とする。前掲10) ②第3巻, 557頁。
- 18) 前掲16) 96頁。
- 19) その他, 21と22の小領主が3000石以上のところに挟まっているのは, 数字の百の桁を千の桁と読み誤ったためと考えられる。松山藩(11)より領地高の少ない高取藩(10)が先に来るのは, 高取藩のほうが家格が上だったためであろう。高取藩は城持ちであったが, 松山藩は陣屋であった。高取藩は, 郡山藩とともに大和国絵図の絵図元も務めていた。62以下は芸能関係者や寺社領などで別扱いだったと考えられる。
- 20) 前掲2) 3, 7~8頁。
- 21) 内閣文庫での図名は「日本分国絵図」(請求番号: 176-282)である。
- 22) ①福井 保「内閣文庫所蔵の国絵図について(続)」, 北の丸(国立公文書館報)10, 1978, 3~23頁。のちに, ②福井 保『内閣文庫書誌の研究』(日本書誌学大系12), 青裳堂書店, 1980に所収。
- 23) 前掲22) ①12頁。
- 24) 前掲22) ①3頁。
- 25) 前掲2) 7頁。
- 26) 福井がなぜこの絵図を国絵図として挙げなかったのかは不明である。福井は, 国・郡・村名とその石高を図上に注記しているという特徴を備えたものをピックアップしたと述べているが, 実際に挙げられた絵図には, 国・郡高あるいは村高の記載を欠くものも少なくない。その一方で, 石高のデータがそろっている大和国が漏れたのは理解に苦しむ。縮写図も多く挙げられており, 絵図の寸法が選択の基準になったとも思えない。今後の国絵図研究では, 福井論文で紹介されなかった松平乗命旧蔵絵図にも留意しておく必要がある。なお, 「日本分国絵図」の細目は, 国立公文書館のウェブサイトで見ることができる。データベース検索のURLは, <http://www.koubunsho.cao.go.jp/>
- である(2001年7月末現在)。
- 27) 内閣文庫での図名は「大和国図」(請求番号: 176-282-7)である。
- 28) 福井も松平乗賢の時代の書写と考えている。前掲22) ①13頁。
- 29) 国立国会図書館での図名は「大和国図」(請求番号: 別4-6)である。
- 30) 小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典第5巻』, 東洋書林, 1998, 2527頁。松尾美恵子「京都町奉行一覧」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』, 吉川弘文館, 1984), 353~356頁。松浦伊勢守は, 京都町奉行を務めた後, 勘定奉行・大目付を歴任している。
- 31) 京都町奉行は, 享保7年(1722)以降, 山城・大和・近江・丹波4カ国の寺社支配, 公事訴訟の裁許も職務としていたため, これらの国絵図が一括して所蔵・書写されたと思われる。脇田修「京都町奉行」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』, 吉川弘文館, 1984), 352~356頁。
- 32) 史籍研究会編『天保郷帳(2) 附元禄郷帳』(内閣文庫所蔵史籍叢刊56), 汲古書院, 1984。
- 33) 磯永論文の表4の奈良図元禄本で, 平群郡が58村, 山辺郡が153村となっているのは, それぞれ98村, 151村の誤りである。
- 34) 前掲16) 121頁。
- 35) 絵図の裏面には「奈良女子高等師範学校図書」の朱印が押されている。
- 36) 薬水村は, 正しくは高市郡から吉野郡に所属が変わったのであり, 書写の際に誤ったものと思われる。
- 37) 『日本歴史地名大系30 奈良県の地名』, 平凡社, 1981, 777頁, 838頁。
- 38) 「円照寺御所」は, 「八島」村(現・奈良市)の東方山麓に描かれている。円照寺は, 後水尾天皇の皇女梅宮が明暦2年(1656)に, 京都・修学院から八島村に草庵を移し, さらに寛文9年(1669)に南西の山村に寺地を定めたこと, 八島村にある時は「八島御所」と称したことから, この書き込みがやはり明暦~寛文年間のものであることがうかがえる。前掲37) 640~641頁。これは,

- 図中の郡高から推測される絵図本体の作成年代（寛文7年頃）とも重なる。
- 39) 前掲 16) 76頁。
- 40) 「本多内記政勝植村出羽守家政連署書状」, 正保2年(1645)5月13日。東京大学史料編纂所編『大日本古文書・家わけ第十八・東大寺文書之三』, 東京大学出版会, 1954, 455

- 頁（東南院859号文書）。
- 41) 前掲 10) ⑤43～53頁。
- 42) 奈良女本の絵図本体が寛文7年頃の作成であるのは、奈良奉行を長年務めてきた中坊氏にかわり、寛文4年に土屋利次が着任したこととも関係があるのではなかろうか。

## History of Pictorial Maps of Yamato Province: Reexamination of the Omine Mountains Painted on Pictorial Maps

Masayasu ODA

The author has been interested in the Omine Mountains in central Japan, which have long been famous as sacred mountains of Japanese mountain religion, *Shugendo*. One of his interests is how the mountains are depicted on the pictorial maps, because geographical knowledge of the contemporary people is reflected on them.

In Oda (1998), the author focused on a pictorial map of Yamato Province printed in 1735 by a private publisher, and argued that its description drew on the official pictorial map made in Genroku years (1688–1704) under the order of the Tokugawa Shogunate. Isonaga (1999) opposed this argument by examining concerning maps and made a point that the printed map of 1735 was based on the official pictorial map made in Shoho years (1644–1648). Though his study is very valuable in that he investigated the maps in detail, there are still some insufficient points left.

In order to explore the source of the map of 1735, this paper aims to argue about the history of pictorial maps of Yamato Province. It first reviews Isonaga's claim, reexamines pictorial maps including maps which have not been taken up by scholars, and ends up with a discussion about the history of pictorial maps of Yamato Province and their relation to the printed map of 1735.

The paper comes to the conclusion as follows:

1. A map in the National Archives of Japan is a reduced reproduction of the map made in Shoho years and submitted to the Tokugawa Shogunate.
2. A map in the Hosa Library in Nagoya City is a reproduction of the map submitted again to the Shogunate in Kambun years (1661–1673).
3. A map in Nara Women's University Library is a reproduction of the map used in Nara Magistrate's Office, which is different from the maps submitted to the Shogunate.
4. A map in the National Diet Library Japan is a reduced reproduction of the map made in Genroku years, exactly in 1702, and submitted to the Shogunate. A map in the Nara Prefectural Library is a draft in process.
5. The printed map of 1735 seems to draw on a duplicate of the Shoho map reserved in Yamato area, because it most resembles the map in the National Archives among those examined here. The same applies also to the description of the Omine Mountains. It should be noted that the informations from the official map in the first half of the seventeenth century had spread to the public through the privately-printed map for more than two hundred years.